Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年2月1日 海事局安全政策課 海洋・環境政策課

国際海事機関 (IMO) 第9回船舶設計・建造小委員会 (SDC 9) の開催結果概要

令和5年1月23日から27日にかけて、国際海事機関(IMO)の第9回船舶設計・建造小委員会(SDC 9)が開催されました。今次会合では、主に、水中騒音低減のためのガイドラインの改正案及び非常用えい航設備の備え付け対象船舶を拡大するための条約改正案が取りまとめられました。

今次会合の主な審議結果は以下のとおりです。

1. 水中騒音低減のためのガイドライン改正

2014年に策定された水中騒音低減ガイドラインについては、これまで会期間通信部会 (CG) *等において、改正作業及び今後必要となる対応の特定が行われてきました。

今次会合において、小委員会は、水中騒音低減ガイドラインの改正案に合意しました。 当該改正案は、本年7月に開催予定の第80回海洋環境保護委員会(MEPC 80)において承認される見込みです。

※メールベースで審議を行う作業部会

2. 非常用えい航設備の備え付け対象船舶の拡大

現在、載貨重量トン20,000トン(約11,000総トン)以上のタンカーには、非常用えい航設備の備え付けが義務付けられています。今次会合では、タンカー以外の船種に対しても非常用えい航設備の備え付けを拡大するにあたり、対象となる船舶のトン数を審議しました。

審議の結果、総トン数20,000トン以上、2028年1月1日以降の新造船に備え付けを義務付ける案が合意されました。また、我が国等の主張を踏まえ、船種の違いを考慮した非常用えい航設備のガイドラインの策定について、本年5月に開催予定の海上安全委員会(MSC 107)で審議を行うことが合意されました。

上記事項の詳細やその他の審議事項は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

1. 関係 国土交通省海事局海洋・環境政策課 髙橋、山本

TEL: 03-5253-8111 (内線 43-922, 43-926) 03-5253-8118 (直通)

2. 関係 国土交通省海事局安全政策課 井原、八田

TEL: 03-5253-8111 (内線 43-562, 43-564)

03-5253-8631 (直通)



国際海事機関(IMO)第9回船舶設計·建造小委員会

(SDC 9) の主な結果概要

1. 水中騒音の低減

- 〇 2021年6月に開催された第76回海洋環境保護委員会(MEPC 76)では、豪州、カナダ及び米国により提出された「2014年 商用船舶からの水中騒音を低減し海洋生物への悪影響に対処するための指針」(MEPC.1/Circ.833、水中騒音低減ガイドライン**)の改正作業及び今後必要となる対応の特定に関する新規作業計画の提案について審議されました。審議の結果、MEPCは、当該議題を二カ年計画(2022年から2023年まで)に含めることに合意し、SDCで議論を行うこととされました。
- 〇 昨年1月に開催されたSDC 8において、ガイドラインの改正作業及び今後必要となる対応の特定を最終化するため、メールベースで審議を行う会期間通信部会(コレスポンデンス・グループ(CG))を設置し検討が進められてきました。
- 今次会合では、水中騒音低減ガイドラインの改正案及び今後の作業計画が合意されました。改正ガイドラインでは、水中騒音管理計画の作成を推奨すること等が追加されました。同改正案及び作業計画は、本年7月に開催されるMEPC 80において承認される見込みです。また、今後必要となる対応については、時間的制約から審議されず、CGを再設置して審議を継続することが合意されました。

※水中騒音を低減するため推奨される対策(プロペラの洗浄や減速運航等)を示したもの

2. 船舶の機関及び電気設備の代替設計

- 海上人命安全条約(SOLAS条約)附属書第 II-1章(構造、区画及び復原性並びに機関及び電気設備)及び第III章(救命設備)等では、船舶の機関等の設計・配置の要件を定めていますが、これらの設備が明文化された規則に厳密に適合していない場合においても、工学的解析によってそれぞれの規則の目的が達成されていることを確認することを条件に、代替設計・配置が認められています。
- しかしながら、同条約附属書では代替設計・配置にあたっての指針が明確でなかったことから、安全目標(Goal)と、これを達成するための機能要件(FR: Funcitonal Requirement)及び期待性能(EP: Expected Performance)を策定し、代替設計・配置のための工学的解析の指針(MSC.1/Circ.1212)の付録に追加するための作業が行われており、2021年までに第Ⅲ章の作業を反映した指針の改訂版(MSC.1/Circ.1212/Rev.1)が発行されています。
- 今次会合では、残る第II章C部(機関)、D部(電気設備)、E部(定期的に無人の状態に置かれる機関区域に対する追加の要件)のGoal, FR, EPの検討が行われました。特に、C部及びE部のGoal, FR, EPの検討にあたり、日本(吉田公一氏)を座長とする作業部会で故障モード/ハザードの特定作業が行われ、これらに基づき、同氏をコーディネータとするCGにおいて審議を継続、指針の改正案策定作業を行うことが合意されました。

3. 非常用えい航設備の備え付け対象船舶の拡大

- 現行のSOLAS条約附属書第II-1章/第3-4規則では、20,000 DWT (載貨重量トン) (約 11,000総トン)以上のタンカーに対して、非常用えい航設備の備え付けが義務付けられています。
- 英国海峡で起きた事故等を契機として、2021年5月に開催された第103回海上安全委員会(MSC)において、フランス等より提出されていたタンカー以外の「巨大船」にも非常用えい航設備の備え付けを適用拡大する提案文書(MSC 102/21/5/Corr.1等)が審議され、SDCにおいてそのトン数の範囲を検討することが合意されていました。
- 今次会合では、タンカー以外の船種について20,000 GT(総トン)以上の船舶に対して非常用えい航設備の搭載を義務付けるSOLAS条約改正案がとりまとめられました。改正案は、本年5月に開催予定の第107回海上安全委員会(MSC 107)において承認、2024年に開催予定のMSC 108にて採択された後、2028年1月1日に発効する見込みです【新造船のみ】。
- また、我が国の主張を踏まえて、船種の違いを考慮した非常用えい航設備のためのガイドラインの必要性が合意され、ガイドラインの策定についてMSC 107で審議を行うことが合意されました。

以上